

障害者手帳交付システム（権限移譲対応版）導入業務委託

質 問 回 答 書

質問年月日 令和7年（2025年）6月10日

回答年月日 令和7年（2025年）6月12日

担 当 課 箕面市健康福祉部広域福祉課

資料名		項 目		質 疑	回 答
N0. 1	入 札 説 明 書	N0. 1	P.3 2 入 札 参 加 資 格 (4)	「営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること」⇒今回の業務で必要な免許等がありますか？	特にありません。
2	仕様書	1	P.4 P.6	2 身体障害者手帳交付システム 1) 3 精神障害者保健福祉手帳交付システム 1) ⇒「身体：送付先情報」、「精神：保護者情報」はありませんが、不要でしょうか？	いずれも不要です。
3	仕様書	2	P.5	2 身体障害者手帳交付システム 4)「また、障害箇所毎の明細の障害等級から総合種別、総合等級を自動計算出来ること」⇒大阪府独自の計算ルールがありますが、そのルールに従う必要はありますか？	大阪府独自の計算ルールに従ってください。
4	仕様書	3	P.5 P.7	2 身体障害者手帳交付システム 16) 3 精神障害者保健福祉手帳交付システム 16) ⇒「本システム操作ログが管理できること」⇒操作ログは、どのレベルまで管理しますか？	標準化の仕様に基づきますが、具体的には落札者と協議のうえ決定します。
5	現 行 シ ス	1		現行システムで管理されて	現行システムで管理してい

	テムからのデータ移行について			いる「本人情報」、「交付履歴」「各マスタ情報」等新システムへデータ移行することは本業務外になりますか？	る「本人情報」、「交付履歴」、「各マスタ情報」等の新システムへのデータ移行業務はありません。
--	----------------	--	--	---	--